市第 126 号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成24年2月15日提出

横浜市長 林 文 子

| 名 称 | 指 | 定管理者 | 指定の期間 | |
|---------|-----------|---------------|---------------|--|
| | 所 在 地 | 名 称 | | |
| 舞岡公園(自然 | 戸塚区南舞岡四 | 特定非営利活動法人舞岡・や | 平成24年4月1日か | |
| 体験施設に限る | 丁目 6 番19号 | とひと未来 | ら平成28年 3 月31日 | |
| .) | | 理事長 小 林 哲 子 | まで | |

提案理由

舞岡公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参考

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)